

## 9月定時登録による選挙人名簿新規登録者の縦覧

9月1日現在で、新たに登録される選挙人名簿の縦覧を行います。

### ■新規登録者

昭和61年9月2日以前に生まれた日本国民で、平成18年6月1日までに西条市の住民基本台帳に記録もしくは同日までに転入の届け出をした方で、引き続き西条市の住民基本台帳に記録されている方。

### ■縦覧期間

9月3日(日)～7日(木)  
8時30分～17時

### ■縦覧場所

市庁舎別館3階  
市選挙管理委員会事務局

## 海区漁業調整委員会委員選挙人名簿への登録申請

毎年9月1日現在で、愛媛海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を作成しています。漁業者の皆さんは、もれなく登録申請をしてください。

### ■登録資格者

西条市に住所があり、昭和61年12月6日以前に生まれた方で、1年に90日以上、漁業を営む方または漁業に従事している方。

### ■申請期限 9月5日(火)

### ■申請方法

提出先に申請書がありますので、必要事項を記入して提出してください。

### ■提出先

- ひうち・西条・禎瑞・吉井・壬生川・多賀・河原津の各漁業協同組合
- 市庁舎別館市選挙管理委員会事務局 (内線5622)
- 東予総合支所市選挙管理委員会東予分室 (内線551)

## 児童手当制度の拡充に伴う手続きはお済みですか？

児童手当法の改正に伴い、4月から児童手当の支給対象年齢が小学校6年生修了前までに拡大され、併せて、所得制限限度額が引き上げられました。

新たに児童手当の対象となる方は、市役所担当課(公務員の方は勤務先)で認定請求の手続きが必要となります。法改正に伴う認定請求は、平成18年9月30日までに受け付けたもの限り、特例的に平成18年4月1日(または支給要件に該当した日)にさかのぼって支給されますので、手続きをしていない方は、必ず9月末までに手続きを行っ

てください。

※法改正の詳しい内容は、広報5月号17ページをご覧ください。ただくか、担当課へお問い合わせください。

### ■問合せ

- 市庁舎別館女性児童福祉課 子育て支援係 (内線2332)
- 東予総合支所福祉課 社会福祉係 (内線135)
- 丹原総合支所福祉課 社会福祉・援護係 (内線212)
- 小松総合支所福祉課 社会福祉・援護係 (内線125)

## 障害福祉サービスの利用申請を受け付けます

障害者自立支援法の施行に伴い、10月からの障害福祉サービスを利用される方は、申請が必要となります。利用を希望する方は、申請をしてください。

### ■申請が必要なサービス

- 障害者デイサービス
- 日帰りショートステイ、タイムケアサービスなどの日中一時支援
- 障害者・児の外出介護
- 盲人ガイドヘルプ
- 全身性障害者ガイドヘルプ
- ホームヘルプサービス、宿泊付ショートステイ、児童

デイサービスなどの介護給付(介護給付の申請受付は7月から行っています)

### ■申請先

- 市庁舎別館社会福祉課 障害者福祉係 (内線2326)
- 東予総合支所福祉課 社会福祉係 (内線131)
- 丹原総合支所福祉課 社会福祉・援護係 (内線212)
- 小松総合支所福祉課 社会福祉・援護係 (内線124)

## 終戦当時の引揚者の方々へお預かりした通貨、証券などを返還しています

税関では、お預かりしている次の通貨、証券などをお返ししています。返還の申し出は、ご本人だけでなく、ご家族の方でも可能です。お心当たりのある方は、最寄りの税関へお問い合わせください。

### ■返還している通貨、証券

- 終戦後、外地から引き揚げてこられた方が、上陸港の税関、海運局に預けられた通貨、証券など。
- 外地の集結地で、総領事館などに預けられた証券などのうち、日本に送還されたもの。

### ■問合せ

新居浜税関支署  
TEL 0897-32-3405

総務省統計局では「事業所・企業統計調査」を、平成18年10月1日現在で全国一斉に実施します。調査の対象となるのは、商店、工場、営業所、事務所、旅館、病院、寺院などすべての事業所や企業です。

9月下旬から調査員が調査票の記入をお願いに事業所をお伺いします。どうぞ、ご協力をお願いいたします。

■問合せ 市庁舎本館総務課 統計係 内線2129

※総務省統計局のホームページに詳しい内容を掲載しています。

URL <http://www.stat.go.jp/data/jigyou/>

10月1日(日)

## 事業所・企業統計調査を実施します

